

【緊急！】消費者トラブル注意報 第113号**太陽光パネルの点検を装った強引な電話勧誘や訪問販売にご注意ください！**

「行政から依頼を受けた。」「無料で点検できる。」等の勧誘で太陽光パネルの無料点検を了承したものの「大丈夫だろうか。気を付けることはないか。」との相談が寄せられています。

また、断定的な説明や強引な勧誘により、「冷静に検討ができないまま契約をしてしまった。クーリング・オフできないだろうか。」との相談も寄せられています。

□相談事例**【事例1】**

行政から依頼を受けて無料で太陽光パネルの点検をするとの電話があった。点検を了承したものの大丈夫だろうか。気を付けることはないか。

【事例2】

点検に来た業者に強く勧められて太陽光のパネル洗浄とコーティングの契約をしたが、後で、冷静になって家族と一緒に考えたところ、支払いが難しいのでクーリング・オフをしたいと思う。どうしたらよいだろうか。

■消費者へのアドバイス

- 「行政から依頼を受けている。」など勧誘トークに疑問を感じたら、事実かどうか必ず確認しましょう。
- 不安をあおる勧誘を受けたり契約をせまられたりしても、すぐに契約をせず、他の業者からも複数の見積もりを取って、内容を比較検討して納得してから契約しましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフができます。意図しない契約をしてしまった場合には、速やかにクーリング・オフを申し出てください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本
電話：096-333-2308 内線：35841・35848